

特定空家等の立入調査について

■立入調査の根拠

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第9条に基づく措置。

■調査員の選出

- ・調査員は、清須市空家等対策庁内調整会議を組織する課より選出する。

＜参考＞清須市空家等対策庁内調整会議設置要綱第3条

庁内調整会議は、次に掲げる課の課長補佐若しくは副主幹又は所属職員をもって組織する。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 企画部企画政策課 | (2) 総務部防災行政課 |
| (3) 総務部税務課 | (4) 市民環境部生活環境課 |
| (5) 市民環境部産業課 | (6) 健康福祉部健康推進課 |
| (7) 建設部都市計画課 | |

- ・調査は、関係する課の調査員及び防災行政課員が行う。(必ず2人以上で実施)

■調査方法

- ・空家等実態調査で作成した台帳に基づき調査を実施する。
- ・「所有者を特定する」→「調査日5日前までに事前通知を行う」
- ・調査には、「清須市特定空家等判断基準」を使用する。

■実地研修

- ・平成30年5月までに、実際に特定空家等該当候補の空家において、調査方法の研修を実施する。
- ・研修講師として、専門職の方を招く。(例：土地家屋調査士、建築士)

■その他

- ・調査実施後に、税務課と家屋の認定について協議する必要がある。
(地方税法第349条の3の2の規定について)